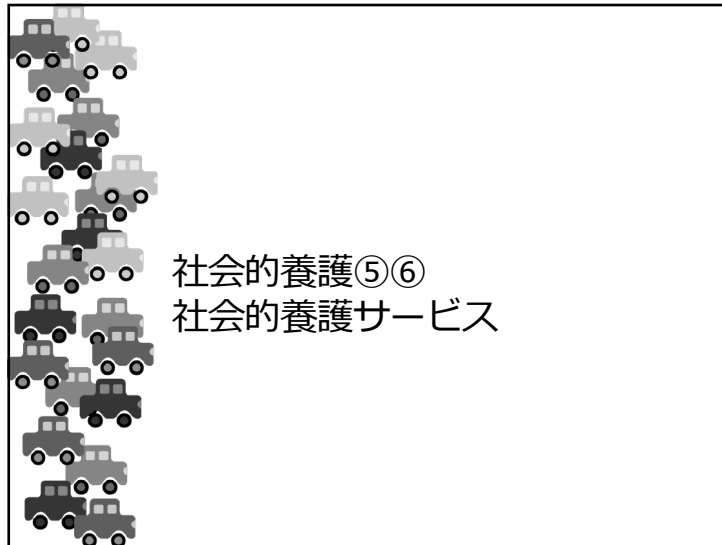




1



社会的養護の理念と責任 ～児童福祉法～

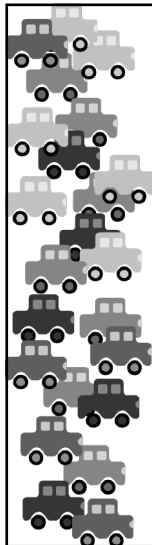
経緯：戦後、児童が置かれている劣悪な状況に対し、GHQが厚生省へ指示、厚生大臣が中央社会事業委員会に諮問し、1947年12月制定、翌年1月1日施行

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を測るため、児童福祉法が大改正された

成立：平成28年5月27日
公布：平成28年6月3日、施行：平成29年4月1日※一部H28,10,1

- ・ 児童福祉法の理念を明確化するとともに、
- ・ 母子健康包括支援センターの全国展開、
- ・ 市町村及び児童相談所の体制の強化、
- ・ 里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

2



第一条（児童福祉の理念）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条（児童育成の責任）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

3



第三条（原則の尊重）

前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4



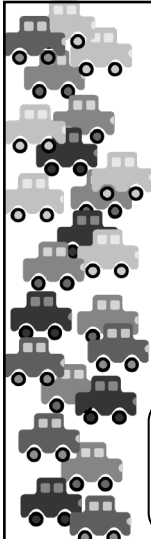
第3条の2のポイント

- 「児童が家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合」は
「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」されることが第一の措置であり、
それが適当ではない場合
- 「児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。」

「家庭における養育環境と同様の養育環境」
→ 里親委託等の家庭養護

「家庭的環境」
→ グループホーム等

5



児童福祉法

- * すべての国民は、子どもの健全育成の努力義務をもつ
- * 社会的養護の公的責任性の根拠
- * 子どもたちは生活の保障と愛護される存在
であることが明記

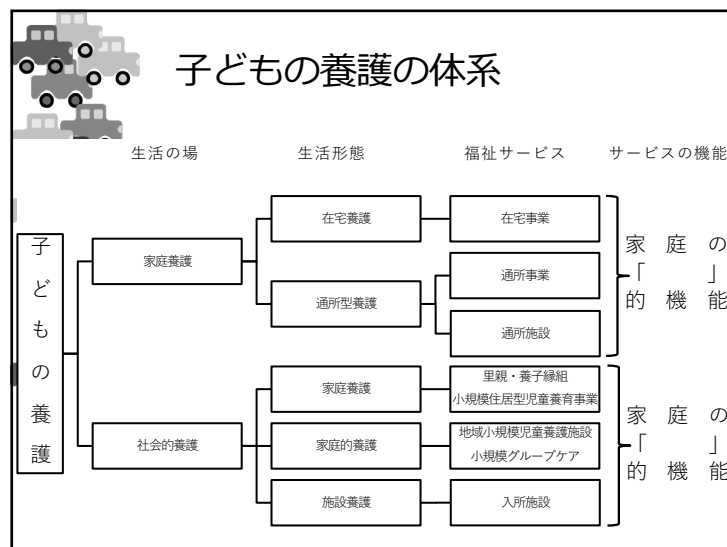


子どもの権利条約

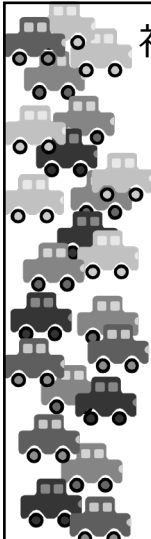
- * 国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を明記

子どもの福祉の理念に基づく児童養護とは、
すべての子どもたちが
健やかに生まれ、育成されるための
養育環境や養育関係の総体

6



7



社会的養護を必要とする子ども（要養護児童）

児童福祉法第6条の3

「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」と定義

具体的には・・・保護者が死亡あるいは行方不明、
保護者が拘留中、保護者が病氣療養中、
経済的事情による養育困難、
保護者が子どもを虐待している 等のケース

児童福祉法第6条の3に該当する子どもを発見したら...

- * 市町村、福祉事務所、児童相談所に
通告する義務がすべての国民に課せられている
- ※ 児童委員を介してもよい

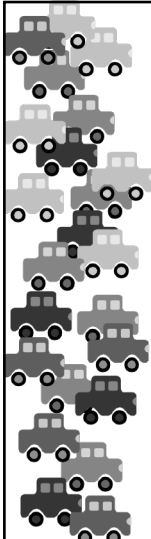
8



社会的養護に関わる機関 ～児童相談所～

- 1) 「 _____ 」 (面接・電話・文書等)
- 2) 「 _____ 」
- 3) 「 _____ 」
 - ①調査・・・必要な処遇を判断するための情報収集
 - ②診断
 - a) 社会診断・・・児童福祉司
 - b) 心理診断・・・心理判定員
 - c) 医学診断・・・医師
 - d) 行動診断・・・児童指導員、保育士
 - e) その他の診断・・・理学療法士等
 - ③判定・・・判定会議による総合診断

9



- 3) 「 _____ 」
 - ①在宅指導
 - ②児童福祉施設入所措置、里親委託
 - ③その他
- 4) 「 _____ 」
 - ①緊急保護
 - ②行動観察
 - ③短期入所指導
- 5) 各種事業など

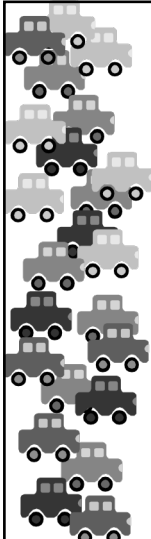
10



要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法第25条の2)

- ・ 要保護児童およびその保護者（要保護児童等）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う機関
- ・ 構成員は・・・
 - 児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法関係、人権擁護関係、配偶者からの暴力関係（配偶者からの暴力に対応している機関）、その他NPOや民間団体の関係者等
- ・ 地方公共団体は、単独または共同で、協議会を設置するよう努めなければならない
- ・ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうち、1つの機関を要保護対策調整機関に指定する

11



社会的養護を担う施設 「 _____ 」：児童福祉法第37条

「乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

- ✓ 乳幼児の基本的な養育機能
- ✓ 被虐待児・病児・障害児などの専門的養育機能
- ✓ 在所期間は6か月未満が約5割
- ✓ 一時保護所は乳児への対応ができない場合が多いため、乳児については「一時保護委託」を受け、アセスメントを含めて実質的な一時保護機能も担っている

12



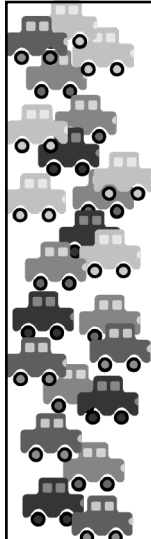
社会的養護を担う施設

「_____」：児童福祉法第41条

「保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」

- ✓ 生活指導・学習指導・職業指導・余暇活動
家庭環境の調整・性に関する教育 が基本的援助
- ✓ アフターケア
- ✓ 入所児童の5割が被虐待児、2割が何らかの障害のある子どもとなっており、専門的なケアの必要性が増している
- ✓ 入所児童の平均在籍期間は4～6年だが、10年以上の在籍者は1割を超える
- ✓ 「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」等「家庭的養護」が促進されている

13



社会的養護を担う施設

「_____」：児童福祉法第43条の2

「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

- ✓ 心理的・精神的問題をかかえ、日常生活の多岐にわたり支障をきたす子どもたちに医学・心理・生活面の支援を総合的に提供する
- ✓ 平均在所期間は2年4か月
- ✓ 退所後は家庭復帰、里親・児童養護施設に措置変更
- ✓ 入所児童の75%が被虐待児
- ✓ 発達障害児、軽度・中度の知的障害児、児童精神科を受診し薬物治療を行なっている子どもも入所している

14



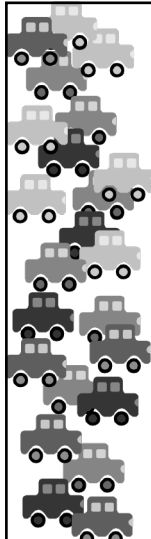
社会的養護を担う施設

「_____」：児童福祉法第44条

「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

- ✓ 生活指導・学習指導・職業指導・余暇活動
家庭環境の調整・性に関する教育 が基本的援助
- ✓ アフターケア
- ✓ 学校教育
- ✓ 少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する子どももいる
- ✓ 家庭環境に問題のある子ども、発達や知的の障害のある子どもの入所が増えている

15



社会的養護を担う施設

「_____」：児童福祉法第38条

「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

- ✓ 母親と子どもが一緒に生活できる住居の提供
- ✓ 自立を支援するための、
就労・家庭生活・子どもの教育等に関する相談や助言
- 入所者の特徴として
 - ✓ DV被害者が入所者の半数以上を占める
 - ✓ 虐待を受けた子どもの割合の増加
 - ✓ 精神障害や知的障害がある母の増加
 - ✓ 発達障害など障害のある子どもも増加

16

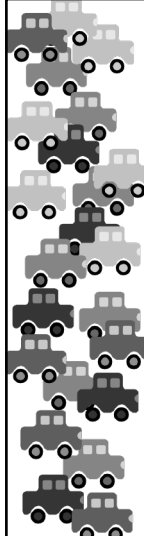


社会的養護を担う施設

「_____」：児童福祉法第6条の3ほか

- ✓ 児童福祉法第6条の3、33条の6に「児童自立生活援助事業」として位置付けられる
- ✓ なんらかの理由で、働かざるをえなくなった原則として15歳～20歳までの者に生活の場を提供する施設
 - ※働かざるをえなくなったとは・・・本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受けることができない状況で「自立」を強いられた状況を指す
- ✓ 義務教育終了時点で施設や家庭から出て自立
 - 意欲や能力の面で一人で生活できる状況にあるとは言いがたいのが現状
 - それにもかかわらず「自立」させられた場合
 - 職場や生活場面でも困難をかかえ、社会適応が困難
 - 経済的・精神的に自立できるように援助を行う

17



社会的養護を担う施設

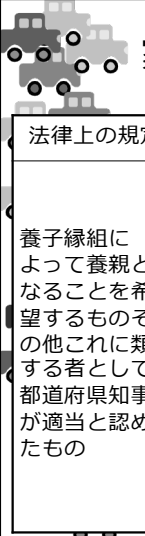
「_____」：児童福祉法第37条

障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ✓ 入所・利用に関しては、保護者と事業者との契約が基本となるが、要保護児童の場合には、措置によって子どもを入所させることとなる

18



家庭養護を担う里親の種類

法律上の規定	里親の種類	対象児童
養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類する者として都道府県知事が適当と認めたもの	養子縁組を希望する者	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）

19

		普通養子	特別養子
実親	養子縁組の同意	養子が15歳未満のときは、代わって承諾	同意が必要
	親子関係	継続	終了
養親	年齢	成年であること	成年であり、一方が25歳以上であること
	配偶者		配偶者がいる人
	親子関係	養親子関係	実親子関係に準じた関係
子	年齢	年齢の制限なし	原則6歳未満であること
	相続権	実子と同じ権利がある。また、養親だけでなく、実親の相続権もある	実子と同じ権利がある
養子縁組の成立		当事者の合意と届出	家庭裁判所の審判を受けて成立
家庭裁判所		後見人が被後見人を養子とするとき、あるいは未成年者を養子とするとき、家庭裁判所の許可が必要	養親となる者の請求により、審判縁組の必要性（実親が子供を適切に育てられない）や、6か月以上監護した状況を考慮
離縁		縁組当事者の協議で、離縁が可能	特別な事情がある場合、家庭裁判所は離縁させることができる

20



家庭養護を担う里親の種類

法律上の規定	里親の種類	対象児童
養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類する者として都道府県知事が適当と認めたもの	養子縁組を希望する者	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）
	「 <u> </u> 」 登録無	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護するものが死亡、行方不明、拘禁等の状態になったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

21



家庭養護を担う里親の種類

法律上の規定	里親の種類	対象児童
養育里親	「 <u> </u> 」 登録有 有効期間5年 養育委託児童4人迄	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）
	「 <u> </u> 」 養育児童のうち、3年以上委託児童の養育経験を有するなどの要件を満たす者 登録有 有効期間2年 養育委託児童2人迄 総委託児童数4人迄	次に掲げる要保護児童のうち都道府県知事とその養育に監視特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

22